

No.	区分	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答	募集要項等への反映の有無
1	訂正	要求水準書（案）	5	第2章	2節	3	河川法第24条（土地の占用の許可）	表記に誤りがありましたので、訂正させていただきます。 (修正前) 本事業により設置される管理用発電設備等については、	下記のとおり、修正させていただきます。 (修正後) 本事業により整備される管理用発電設備等については、	あり
2	訂正	要求水準書（案）	6	第2章	2節	6	徳富ダムにおける土地改良法等の取り扱い	表記に誤りがありましたので、訂正させていただきます。 (修正前) 国土交通省北海道開発局農業水産部農業計画課に對して協議	下記のとおり、修正させていただきます。 (修正後) 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部公物管理企画課に對して協議	
3	質問	実施方針(案)	1	1	(5)	②	事業の概要	管理用発電設備等については、完成後、事業者以外の第三者（金融機関等）が所有権を保有し、事業者は当該設備の占有権を取得した上で、維持管理・運営を行なう形でも要件を満たすものと理解して良いか。一例として、リース取引活用等を想定するものです。	左記の内容についても、本事業の要件を満たすものと判断します。 なお、優先交渉権者等に選定された場合は、実施方針(案)P4に示す(14)事業期間終了時の措置および(15)事業からの撤退の措置などの取扱いについて、提案をお願いします。	なし
4	質問	実施方針（案）	2	第1	1	(5)	事業の概要	事業契約の締結により、事業者はどのような義務を負うのか、ご教示いただきたい。	左記の内容につきましては、契約時にご確認ください。	なし
5	意見	実施方針（案）	2	第1	1	(10)	事業のスケジュール（予定）	事業契約の締結時期については、諸条件の充足をもとに相談できるように検討していただきたい。 例えば、事業契約は、一般送配電事業者との接続契約の締結、事業認定が完了してからの締結をしていただきたい。	左記の内容や「8-1」の意見を踏まえ、契約締結の時期を約2ヶ月延長することで修正し、その内容を募集要項に反映させていただきます。（修正は「8-1」に同じ）	あり
6	質問	実施方針（案）	3	第1	1	11	事業者の収入、費用負担及び道への対価還元・利益還元	流水占用料、占有地（道路含む）の賃借料、送電線のダム堤体への設置に関する賃借料は無償・有償のどちらでしょうか？	本事業により設置する発電設備等は河川管理施設としての取り扱いになります。このため、他の施設に支障が生じない限り、河川管理施設や河川敷地の占用に関する費用、流水占用料は不用とする予定です。	なし
7	質問	実施方針（案）	4	第1	1	(14)	事業期間終了時の措置	事業期間終了時、事業者は原則施設を解体して原状回復するとあるが、道へ施設所有権を無償で移転することを予め協議・契約内容に盛り込むことは可能でしょうか？	道への施設所有権の無償譲渡については、他事業者への営業権の譲渡や、老朽化などにより施設の安全が確保できないなどの事象も考えられることから、事業期間終了時や事業撤退時の協議事項とさせていただきます。	なし
8-1	意見	実施方針（案）	5	第2	3	(1)	選定手順（予定）	事業者は募集要項の内容を確認後、発電計画検討のための設計や工事費算出等を実施し、事業採算性の評価のうえ提案書をまとめるところから、提案書の受付開始から締切までの期間が2カ月もなく検討時間が短すぎると考えます。 ついては、本事案は11ダムが対象であることから検討期間は少なくとも5カ月は設けていただきたい。	左記の内容を踏まえ、現在の北海道内における建設産業の動向や資機材の高騰を考慮すると、より詳細な検討が必要であると判断いたしました。このため、「提案書の受付締切」の期限を約3ヶ月程度延長し、募集要項に反映させていただきます。	あり
								(修正前) 令和7年 9月下旬 提案書の受付締切 令和7年10月下旬 優先及び次点交渉権者の選定 令和7年12月下旬 契約協議期限（2ヶ月以内） 令和8年 1月下旬 契約締結	(修正後) 令和7年12月中旬 提案書の受付締切 令和8年 1月下旬 優先及び次点交渉権者の選定 令和8年 3月中旬 契約協議期限（削除） 令和8年 3月下旬 契約締結	
8-2	訂正	実施方針（案）	2	第1	1	(10)	事業のスケジュール（予定）	8-1に伴う修正 (修正前) ① 事業者公募の告知 令和7年 3月下旬頃 ② 優先交渉権者等の選定 令和7年10月下旬頃 ③ 事業契約の締結 令和8年 1月下旬頃 ④ 事業開始日 事業契約の締結の翌日 ⑤ 各発電設備の運用開始（省略）	募集要項に反映させていただきます。 (修正後) ① 事業者公募の告知 令和7年 3月下旬頃 ② 優先交渉権者等の選定 令和8年 1月下旬頃 ③ 事業契約の締結 令和8年 3月下旬頃 ④ 事業開始日 事業契約の締結の翌日 ⑤ 各発電設備の運用開始（省略）	あり
8-3	訂正	実施方針（案）	6	第2	3	(2)(2)	契約協議期間における事業計画書の作成	8-1に伴う修正 (修正前) 優先交渉権者は、契約協議期間（2ヶ月以内）に自らの提案内容もとに事業計画書として取りまとめる。	募集要項に反映させていただきます。 (修正後) 優先交渉権者は、契約協議期間（削除）に自らの提案内容もとに事業計画書として取りまとめる。	あり
9	意見	実施方針（案）	5	第2	3	(1)	選定手順（予定）	募集要項等の公表において特に説明会等は予定されていないが、可能であれば現地見学会を実施し、設備の詳細（内径、材質、板厚、コンクリート巻立状況、鉄筋の有無など）や分岐可能な箇所、不可の箇所について、各ダム毎に示していただきたい。また、必要に応じて複数回の現地調査は可能でしょうか。 また、水圧管の埋設条件（必要な土被り、埋設シートなど）を示していただきたい。	現時点で、セキュリティ上の観点から、ダム内部を公開するなどの説明会等の予定はありませんが、本事業への参加有資格者には、別途、現地確認等の機会を設ける予定です。 なお、調査に伴うダム敷地内の立ち入りについては、原則として自由としていますが、立ち入り防止柵で囲まれた箇所や施錠箇所、建築物内、流水の影響がある箇所への立ち入りを禁止します。	なし
10	質問	実施方針（案）	8	第3	1	(2)	想定されるリスクの責任分担	事業期間中のダム関連設備の事故および使用不可に伴う、発電ができない場合の事業者の損失については、「ダム運用の変更による発電使用水量の変動」に該当し、北海道のリスクと責任となることでは宜しいでしょうか？	想定されるリスクにある「ダム運用の変更による発電使用水量の変動」については、河川管理者がダム計画等の変更を行い、正常流量等を減量した場合をリスクとして想定したものです。 ダム関連設備の事故および使用不可に伴う発電量の減少については、要求水準書（案）P4 第2章 1節4.「非常時の道への協力」に該当します。	なし
11	質問	実施方針（案）	9	第4	1	-	立地、発電規模に関する事項	発電所の検討に必要となることから、各ダムの放流限度量バターン（利水放流管も含む）を提示していただくことは可能でしょうか。 また下流警報装置に関しては、これまでダム放流用で使用していた下流装置を流用することも可能でしょうか？	発電使用水量等の算出にあたっては、北海道庁建設部維持管理ホームページで公開した「正常流量、直接取水量、貯水位、流入量、放流量」等によりご確認ください。 また、正常流量等を活用した発電では、放流の原則（水位上昇量：30cm/30分以内）に基づき実施するものであり、放流警報装置の使用は想定していません。	なし
12	質問	要求水準書（案）	4	第2章	1節	3	発電開始水位	治水ダムにおける発電開始水位が最低水位-0.1mからとの記載に間違はないのでしょうか？ 具体的にどの運用水位を示すのかご教示下さい。	治水ダムにおいては、平常時最高貯水位=最低水位となります。このため、治水ダムの発電開始水位は最低水位(平常時最高貯水位)-0.1mからとしています。	なし

No.	区分	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答	実施方針(案)等への反映の有無
13	質問	要求水準書（案）	4	第2章	1節	6	小規模な発電設備の所有権の移転について	発電設備の施設所有権の道への移転といういは、発電設備の設置後、事業期間内に協議が行えるといふ認識でよろしいでしょうか？	小規模な発電設備の所有権の移転の時期については、要求水準書(案)P4 第2章 1節 6、「小規模な発電設備の所有権の移転について」に記載のとおり、「発電設備の施設所有権を道に移転することが望ましいと判断された場合」としていますので、これに該当した時期に協議を行うことを想定しています。	なし
14	質問	要求水準書（案）	5	第2章	1節	1	発電を利用する流水等	日々の発電使用可能水量については、ダムからの指令に基づき実施することで良いでしょうか？ その場合の指令値はダム管装置からシステム的に送信される理解で良いでしょうか？	発電に使用する流水は、各ダムごとに期別で設定される正常流量を基本とします。このため、河川管理者からの日々の使用水量を指示することは想定していません。 なお、洪水調節容量内に一時に貯留された流水を利用した発電については、開始水位を要求水準書P4 第2章 1節 3、「発電開始水位」に記載のとおりとし、貯水位が下降しない範囲の水量において発電を行うことが可能です。	なし
15	質問	要求水準書（案）	5	第2章	1節	8	ダム管理用制御処理設備の改良	システム改良は道による実施を予定しているとあるが、ケーブルも含めたやシステム改良費は道に負担いただける理解でよろしいでしょうか？	ダムコンのシステム改良のみを対象とおり、ダムコンまでのケーブル等については事業者負担となります。	なし
16	意見	要求水準書（案）	5	第2章	1節	9	非常時の正常流量放流の確保	管理用発電所が設備障害等により緊急停止を余儀なくされる場合、北海道側によりダム設備での振替放流対応をして頂くことは可能でしょうか（下流警報装置の吹鳴等、通報を含む）？ 当該対応を事業者にて実施する（専用設備を新たに設置する）場合、事業性の確保が困難になると想定されるため、可否についてご検討願います。	緊急停止時におけるダム設備での振替放流対応は可能と考えられますか、非常操作のために道側の体制構築等が必要になります。このため、まずは新設する発電設備の単独運転による対応について検討を行うことを基本とします。 また、正常流量等を活用した発電では、放流の原則（水位上昇量：30cm/30分以内）に基づき実施するものであり、放流警報装置の使用は想定していません。	なし
17	質問	要求水準書（案）	5	第2章	1節	10	発電設備緊急停止時の設備保護機能	各ダムの既設の正常流量管の水撃圧を考慮した圧力管の設計書・検討書を開示いただきたい。 併せて、既設の正常流量設備の放流管の全閉時間を開示いただきたい。	現時点、セキュリティ上の理由により、左記の情報についてについては提供が難しいところです。ただし、本事業への参加有資格者には、別途、検討に必要な資料を提供する予定です。	なし
18	質問	要求水準書（案）	6	第2章	2節	6	徳富ダムにおける土地改良法等の取り扱い	徳富ダムは農林水産省との兼用工作物であるが、土地改良法施行令には該当せず、他目的使用料の徴収対象とはならない見込みとありますが、バックアロケの対象となった場合は道に負担いただくことは可能でしょうか？ 事業者側で負担する場合は、事業採算性に影響することから事前に負担額をご教示ください。	本事業により設置する発電設備等は河川管理施設としての取り扱いになります。このため、土地改良法施行令には該当せず、他目的使用料の徴収対象とはならない見込みです。	なし
19	意見	要求水準書（案）	7	第3章	1節	1.(1)	事前調査	本事業の実施に必要な測量調査や地質調査等については、自己の責任と費用において実施するとあるが、既存データの有効利用の面からも、ダム建設時のデータや埋戻工等の施工記録等を提示いただきたい。 また、施設内や建築物内への立ち入りが禁止されているが、現地見学会等により設備の詳細や施工時の留意点等について説明していただきたい。	本事業への参加有資格者には、別途、検討に必要な資料を提供する予定です。	なし
20	質問	要求水準書（案）	7	第3章	1節	1.(2)	基本設計、実施設計	事業者は、設計の進捗状況に応じて、道に設計図書等を提出する等の中間報告を行うとあるが、報告時期は最優秀提案者選定後との解釈でよろしいでしょうか？ 基本設計と実施設計の提出のタイミングをご教示下さい（実施方針（案）P5の（1）選定手順（予定）のどのタイミングでよろしいか？）	「道に設計図書等を提出する等の中間報告」、「基本設計が完成した段階」、「実施設計が完成した段階」の何れについても、契約締結後を想定しています。	なし
21	質問	要求水準書（案）	7	第3章	1節	5	未利用水力エネルギーによる管理用発電設備等の整備を予定するダム数	事業者は、優先検討として、未利用エネルギーによる管理用発電設備等の整備をより多くのダムにおいて実施することあるが、整備を実施するダム数は地域貢献策や道への利益還元等よりも最も優先して評価されると考えてよろしいでしょうか？	令和7年3月下旬に予定している「事業者公募の公告及び募集要綱等の公表」において、各配分点も公表する予定です。評価等の考え方については、その際に公開される資料をご参照ください。	なし
22	質問	要求水準書（案）	7	第3章	1節	5	未利用水力エネルギーによる管理用発電設備等の整備を予定するダム数	「また、事業者は、上記以外のダムについても～」の「上記以外のダム」とは、事業者が管理用発電設備の整備を行わないと判断したダムを指すという理解でよろしいでしょうか？ その場合「上記以外のダム」の管理用発電設備の整備の可否を判断することは提案評価の対象となるのでしょうか？ (修正前) 事業者は、北海道建設部の管理する洪水調節機能を有する18基のダムのうち、ダム管理用発電設備が整備されていない11基のダムを対象に、同設備の整備を予定するものがあるが、事業者は、優先検討として、未利用水力エネルギーによる管理用発電設備等の整備をより多くのダムにおいて実施すること。 また、事業者は、上記以外のダムについても、地理的な条件や系統アクセス、発電使用可能水量等の条件を考慮し、未利用水力エネルギーによる管理用発電設備等の整備の可否について判断する。 未利用水力エネルギーによる管理用発電設備等の整備を予定するダム数については、提案評価の対象とする。	下記のとおり、修正させていただきます。 (修正後) 事業者は、北海道建設部の管理する洪水調節機能を有する18基のダムのうち、ダム管理用発電設備が整備されていない11基のダムを対象に、同設備の整備を予定するものであるが、事業者は、優先検討として、未利用水力エネルギーによる管理用発電設備等の整備をより多くのダムにおいて実施すること。 (削除) 未利用水力エネルギーによる管理用発電設備等の整備を予定するダム数については、提案評価の対象とする。	あり
23	質問	要求水準書（案）	7	第3章	1節	6	水力以外の再生可能エネルギーによる管理用発電設備等の整備	水力以外にも、他ダムの管理用発電設備等により発電された電力の売電収入からダム管理に必要な電力料金を負担するなど、代替提案についても一定の評価を行うとあるが、ダム数に劣後した評価対象と考えてよろしいでしょうか？	令和7年3月下旬に予定している「事業者公募の公告及び募集要綱等の公表」において、各配分点も公表する予定です。評価等の考え方については、その際に公開される資料をご参照ください。	なし
24	質問	要求水準書（案）	8	第3章	1節	6	水力以外の再生可能エネルギーによる管理用発電設備等の整備	水力発電ではなく、特例需要場所として太陽光発電を設置し、通常は電力系統へ売電を行い、系統事故等の停電時だけダム管理用電力として太陽光から供給することは可能でしょうか？ また、ダム管理用電力を供給するために太陽光発電や風力発電設備を設置した場合、北電Nと販電、売電の契約は事業者となるのでしょうか？	左記の内容については、提出された提案を精査した上で、評価対象とするかを判断します。	なし
25	質問	要求水準書（案）	8	第3章	1節	7	発電設備の自立運転機能	自立運転とは系統事故等のダム停電時だけにダム管理用電力を発電所から供給することを要求するものか、あるいは通常運転時にも供給することを要求するものか？	本事業では、通常運転時及び非常時の両方において、自立運転機能としての評価を行う予定です。	なし

No.	区分	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答	実施方針(案)等への反映の有無
26	質問	要求水準書（案）	8	第3章	1節	7	発電設備の自立運転機能	予備発電設備との非常時の連携運用とは具体的にどのような電気的な構成、仕組みを考えられていますでしょうか？	要求水準書(案)P1 第1章 4節「事業の目的」に対する提案を求めるものです。	なし
27	質問	要求水準書（案）	8	第3章	1節	7	発電設備の自立運転機能	系統の長期停電時に必要なダム管理所内の確保電源容量を明示頂けますでしょうか？	ダム管理所内の確保電源容量等については、北海道庁建設部維持管理ホームページで公開した「ダム電気料金(R3~R5予定)等によりご確認ください。」	なし
28	質問	要求水準書（案）	8	第3章	1節	8	未利用水力エネルギーによる管理用発電設備等の発電機出力	道が予定していた管理用発電よりも出力の増強が可能となった場合は提案評価の対象とするとあるか、年間発電電力量(kWh)ではなく、発電機出力(kW)を優先して評価するという理解でよろしいでしょうか？	発電機出力(kW)により評価します。	なし
29	質問	要求水準書（案）	9	第3章	2節	5	発電された電力の取り扱いと道への対価還元	事業期間と運用期間がありますが、対価還元の期間・利益還元の期間は、どちらでしょうか？	道への対価還元の期間につきましては、発電設備の運用期間とします。また、他ダムの管理用発電設備等により発電された電力の売電収入から、ダム管理に必要な電力料金を負担する場合、その電力料金の負担期間は、母体となる管理用発電設備の運用期間とします。	なし
30	質問	要求水準書（案）	9	第3章	2節	6	発電された電力の取り扱いと道への利益還元	「発電設備設置により生み出された利益」とは資金的な利益という理解で正しいでしょうか？	資金的な利益のほか、還元可能な利益がある場合は、内容によって評価の対象とします。	なし
31	質問	要求水準書（案）	9	第3章	2節	6	発電された電力の取り扱いと道への利益還元	念の為では御座いますが、「道」とは北海道庁を指しているという理解でよろしいでしょうか？	本事業に関して、「道」とは、北海道庁建設部、各ダムを管理する建設管理部及び出張所等の総称となります。	なし
32	質問	要求水準書（案）	9	第3章	2節	6	発電された電力の取り扱いと道への利益還元	「還元」とは、道が指定する銀行口座へ現金を口座振込する、あるいは道庁にて現金を手交するという手続きを指しているのでしょうか？	左記の内容につきましては、契約時にご確認ください。	なし
33	質問	要求水準書（案）	10	第3章	4節	1	ダム管理施設等への貢献（任意事業）	この検討を行うためには各ダムの全ての電気設備の仕様、消費電力を把握する必要がありますが、画面で提供されるものでしょうか？それとも事前調査で確認するものでしょうか？	本事業への参加有資格者には、別途、検討に必要な資料を提供する予定です。	なし
34	意見	その他						利水放流管への分岐管接続工事は断水による通常の工法が可能なのか、無断水工事が必要なのかを各ダム毎にご提示いただきたい。	北海道は、各ダムにおいて融雪出水が発生する時期があり、その期間中は、規定された正常流量の放流量を超える無効放流となります。その時期を活用することで、断水を伴う工事の実施が可能と考えています。なお、不断水工法を採用等については、事業者の判断とします。 無効放流等が生じる時期については、北海道庁建設部維持管理ホームページで公開した「正常流量、直接取水量、貯水位、流入量、放流量」等によりご確認ください。	なし
35	質問	その他						発電所から配電系統への送電方法として、既存ダムまでの電源線を無償で利用させて頂くことは可能でしょうか？ また、その場合に北電NWとの買電、売電の契約者はどう考えればよろしいでしょうか？ 管理用発電所地点として提案したものの、例えば系統連系手続きにおいて接続不可の回答を受領、また工事費負担金が想定を上回る金額で提示されたなど、不可抗力により事業成立できないことが判明した場合、地点の取り下げは可能でしょうか？	本事業により設置する発電設備等は河川管理施設としての取り扱いになります。このため、他の施設に支障が生じない限り、河川管理施設や河川敷地の占用に関する費用は不用とする予定です。 次に北電NWとの契約については、最適な手法について、提案をお願いします。 左記の事象により、事業が成立しないと判断された場合は、事業への参加表明後にあっても、応募の辞退が可能となっています。	なし
36	質問	その他						発電所から配電線までの自営線敷設に当たっては、布設ルートとしてダム堤体内の空きスペースを無償にて利用することは可能でしょうか？	本事業により設置する発電設備等は河川管理施設としての取り扱いになります。このため、他の施設に支障が生じない限り、河川敷地の利用を可能とするとともに、河川管理施設や河川敷地の占用に関する費用は不用とする予定です。	なし
37	意見	その他						ダム側の電力消費先（設備）、容量、非常用発電機の接続等が明記された電源系統図（単線結線図）を別途提示頂きたい。	本事業への参加有資格者には、別途、検討に必要な資料を提供する予定です。	なし
38	質問	その他						非常用発電機は11ダムの内、どのダムに設置されていますでしょうか？ また、系統事故等の停電時には自動起動してダム管理用電力を何日間供給することは可能でしょうか？	非常用の予備発電設備は全てのダムに設置済です。なお、全てのダムに適用するものではありませんが、基本的には72時間稼働可能な燃料タンク容量を確保しています。	なし
39	質問	その他						事業期間中にSPC株主間で出資比率を変更することは可能でしょうか？ また、事業期間終了時に、他社へSPC持分を譲渡することは可能でしょうか？	左記の事象が発生し、事業からの撤退や事業運営の譲渡が行われない限り、道としてSPCへの関与は予定しておりません。ただし、該当する事象が発生した場合は、その時点で報告をお願いします。	なし
40	質問	その他						管理用発電所の土地に関して、特に記載はないが、無償貸与という理解でよろしいでしょうか？	本事業により設置する発電設備等は河川管理施設としての取り扱いになります。このため、他の施設に支障が生じない限り、河川敷地の利用を可能とするとともに、河川管理施設や河川敷地の占用に関する費用は不用とする予定です。	なし
41	質問	実施方針（案）	4	第1	1	(15)	事業からの撤退の措置	部分的な事業撤退（1つまたは複数の発電所のみの撤退）の場合も、当該措置に該当するとの理解でよろしいでしょうか？	該当します。	なし
42	質問	実施方針（案）	7	第2	6	(3)	応募者の「参加資格」	分社をした先の企業が代表企業で参加する場合において分割財務諸表（北海道開発局で申請受理された）で会計決算報告書として資格を満たしていると理解しているが問題ないか。	問題ありません。	なし
43	質問	実施方針（案）	8	第3	1	(2)	想定されるリスクの責任分担	「不可抗力」および「予見不可能な事象」は、「(別表)予想されるリスクと責任分担」の表の下部注釈（※上記によらない場合は協議により対応する）に該当するという理解でよろしいでしょうか。	「(別表)予想されるリスクと責任分担」によらない「不可抗力」および「予見不可能な事象」については、別途協議の上、対応を検討する予定です。	なし

No.	区分	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答	実施方針(案)等への反映の有無
44	質問	実施方針（案）	8	第3	1	(3)	リスクが顕在化した場合の費用負担方法	「(別表)予想されるリスクと責任分担」表中の「自然災害」および「人的災害」等については、災害の規模により「不可抗力」に該当する場合があると存じます。このような場合も、「いざれの責めにも帰さないリスク」として協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議の結果に関わらず、想定を大幅に超える事象については、別途協議の上、対応を検討することは可能です。	なし
45	意見	実施方針（案）	9	第4	1	-	立地、発電規模に関する事項	敷地境界を明示した図面または緯度経度でご提示いただくことは可能でしょうか。	本事業への参加有資格者には、別途、検討に必要な資料を提供する予定です。	なし
46	質問	実施方針（案）	9	第4	1	(1), (2)	系統アクセスの考え方、当別ダムの系統アクセスの考え方	契約後に系統側の条件（制度や自然災害等）変更が発生し、多額の系統接続費を要求され、個別の発電所の事業撤退を余儀なくされた場合も、第6-2-(3)「いざれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	左記の事象が生じないよう、契約締結までに系統アクセスに関する事前相談や接続検討申込みなどをを行うことが最善と判断します。	なし
47	質問	要求水準書（案）	4	第2章	1節	3	発電開始水位	ダム管理者が事前放流等により、「平常時最高貯水位-0.1m」以下に貯水池水位を低下させる場合、その放流が無効放流であっても、当該水位以下の発電への利用は可能でしょうか。	事前放流が生じる場合には、その流水に従属し発電を行うことは可能です。	なし
48	質問	要求水準書（案）	4	第2章	1節	3	発電開始水位	利水容量を有するダムの「平常時最高貯水位」は、「常時満水位」および「洪水期制限水位」に該当するという理解でよろしいでしょうか。該当しない場合は、各ダムの「平常時最高水位」をご提示いただくことは可能でしょうか。	「平常時最高貯水位」=「常時満水位」となります。	なし
49	意見	要求水準書（案）	5	第2章	1節	8	ダム管理用制御処理設備の改良について	設備改良のおおよその時期、あるいは事業者が改良を依頼してから実施までの概算期間をご提示いただくことは可能でしょうか。当該事項は発電事業の実施計画および採算性に大きく影響いたしますので、概ねの目安でもご提示いただけたると幸甚に存じます。	ダム管理用制御処理設備の改良については、契約業者の事業工程等を参考に整備を行う予定であり、各ダムの運用開始までは設備改良を終えるよう努力します。	なし
50	意見	要求水準書（案）	6	第2章	2節	6	徳富ダムにおける土地改良法の取り扱い	土地改良法施行令の適用が理由で、事業撤退を余儀なくされた場合、実施設計が完了した段階で多額の埋没コストが発生してしまいます。 そのため、実施設計の完了を待たず、契約後の早い段階で、土地改良法施行令の適用可否について最終確認を行うことは可能でしょうか。	本事業により設置する発電設備等は河川管理施設としての取り扱いになります。このため、土地改良法施行令には該当せず、他目的使用料の徴収対象とはならない見込みです。 なお、要求水準書(案) 第2章 2節 6、「徳富ダムにおける土地改良法等の取り扱い」に記載のとおり、関係機関(No.2で修正)との協議の時期については、「実施設計が完了した段階」としていますが、徳富ダムの発電に関する概略計画(発電機出力等の条件設定)が固まった段階で、事前協議等を行うことも可能です。	なし
51	質問	要求水準書（案）	7	第3章	2節	1	設計(1) 事前調査	バルブ室内等の建築物内への立ち入りについて、個別に許可をいただくことは可能でしょうか。 それとも、現場説明会を開催されるご予定がありますでしょうか。	現時点で、セキュリティ上の観点から、ダム内部を公開するなどの説明会等の予定はありませんが、本事業への参加有資格者には、別途、現地確認等の機会を設ける予定です。 なお、調査に伴うダム敷地内への立ち入りについては、原則として自由としていますが、立ち入り防止柵で囲まれた箇所や施錠箇所、建築物内、流水の影響がある箇所への立ち入りを禁止します。	なし
52	質問	要求水準書（案）	7	第3章	1節	6	水力以外の再生可能エネルギーによる管理用発電設備等の整備	小規模な水力発電設備（100kW未満）の場合、対象ダムの管理用電力を全量賄うことができないことも想定されます。その場合、評価の対象となるのでしょうか。 水力以外の再生可能エネルギーについては、管理用電力を賄うことができない場合、事業の目的に適合しない、すなわち評価の対象にならないと読み取れます。そのため、水力発電についても同様の扱いになるのか、ご確認させていただけますでしょうか。	水力発電については、各ダムの正常流量等の利用による最適な発電設備出力設定を行った結果、左記の状況となる場合は、評価の対象となります。 また、水力以外の再生可能エネルギーについては、要求水準書(案)P1 第1章 4節「事業の目的」の達成に向け、設置対象ダムの管理用電力を賄うことのできる水準を評価基準としています。	なし
53	意見	要求水準書（案）	8	第3章	1節	8	未利用水力エネルギーによる管理用発電設備等の発電機出力	出力(kW)だけではなく、未利用水力エネルギーの有効利用に直結する指標である電力量(kWh)も評価項目に追加していただくことは可能でしょうか。	提案のあった年間発電力量につきましては、道として基準となる指標が無いことから、評価項目に追加することは難しいと考えています。	なし
54	意見	要求水準書（案）	12				配布資料	各放流設備（洪水吐ゲート、放流バルブ、利水施設の取水等）の内訳が分かる放流量の実績値をご共有していただくことは可能でしょうか。	発電使用水量等の算出にあたっては、北海道庁建設部維持管理ホームページで公開した「正常流量、直接取水量、貯水位、流入量、放流量」等によりご確認ください。なお、考え方方は次のとおりです。 ➢ 洪水吐+利水放流施設=放流量(現況・将来) ➢ 利水放流施設=正常流量放流	なし
55	質問	実施方針（案）	1	第1	(5)	事業の概要	発電設備設置	「11基のダムに対して、より多くの発電設備の設置を目指す。」とあるが、最低何基を見込んでおりますでしょうか。	道としては、4基以上のダムに対する水力発電設備の設置を望みますが、現在の北海道内の建設産業の動向や資機材の高騰を踏まえ、適切な事業計画の策定をお願いします。	なし
56	質問	実施方針（案）	2	第1	(6)	②工、オ	任意事業	任意事業への評価点割合。	令和7年3月下旬に予定している「事業者公募の公告及び募集要綱等の公表」において、各配分点も公表する予定です。評価等の考え方については、その際に公開される資料をご参照ください。	なし
57	質問	実施方針（案）	3	第1	(11)	②	水、土地使用料	水利、土地所有者（北海道）への使用料支払いの記述がありませんが、無償との認識でよろしいでしょうか。「徳富ダムにおいて、他目的使用料の徴収対象とはならない予定」と記載。	本事業により設置する発電設備等は河川管理施設としての取り扱いになります。このため、他の施設に支障が生じない限り、河川管理施設や河川敷地の占用に関する費用、流水占用料は不用とする予定です。	なし
58	質問	実施方針（案）	3	第1	(11)	③ア	ダム管理用電力	ダム管理用電力無償供給又は電力料金負担は管理用発電設備を設置したダムのみが対象との認識で宜しいでしょうか。（11基全て設置ではない場合）	ダム管理用電力の無償供給については、管理用発電設備を設置したダムのみを対象とし、ダム管理用電力料金の負担は、管理用発電設備を設置の有無に関わらず、11基全てのダムが対象となります。	なし
59	質問	実施方針（案）	3	第1	(11)	③イ	利益還元	利益還元は提案とありますが、どのようなことを想定されていますでしょうか。	予想を大きく超える利益が生じた場合において、利益の一部を道に納入するなどの提案を想定しています。	なし

No.	区分	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答	実施方針(案)等への反映の有無
60	意見	・実施方針(案) ・道の検討による管理用発電出力					最大使用流量 有効落差	最大使用流量、有効落差と別紙を基に発電設備出力のご提案とします。 ・11ダム正常流量・直接取水量 ・11ダム貯水位・流入量・放流量 ・道の検討による管理用発電出力	承知いたしました。	なし
61	質問	要求水準書(案)	8	第3章	1節	8	発電機出力	「道が予定していた管理用発電よりも出力の増強が可能となった場合、その出力規模について、提案評価の対象」とありますが、逆に検討の結果出力低となった場合の評価はどのようになりますでしょうか。 ※上項目の最大使用流量、有効落差出力が低いと想定される箇所があります。	左記については、発電設備としての評価は行いませんが、出力規模に対する評価は行わないことになります。 なお、令和7年3月下旬に予定している「事業者公募の公告及び募集要綱等の公表」において、各配分点も公表する予定です。評価等の考え方については、その際に公開される資料をご参照ください。	なし
62	質問	実施方針(案)	9	第4	2	(1) (2)	発電機出力	当別発電機出力940kWとありますか、最大使用流量、有効落差から想定される発電機出力は約2倍となります。940kWとした理由がありましたらご教示願います。 「事業者自らが計画する発電機出力を基に系統連系協議継続」	道が計画する管理用発電は、主に管理用電力の供給を目的としており、売電収入を目的としたものではないため、発電設備の最大出力を制限したもので	なし
63	質問	実施方針(案)	9	第4	2	(2)	自家消費	自家消費42kWの用途をご教示願います。発電出力より供給でしょうか。	基本的には、ダム制御設備や照明設備、空調設備などダム管理所内の各設備で消費する電力となります。 また、過去の道の計画では、公共事業により管理用発電設備を設置し、これらの消費電力を同設備で賄う予定としていました。	なし
64	質問	要求水準書(案)	4	第2章	1節	3	発電開始水位	貯水位のデータはダム管理側より発電設備側にいただけますでしょうか。また、そのインターフェース(アナログ、通信)仕様をご教示願います。	ダムコンデータ等の取り扱いに関する仕様につきましては、ダム管理用制御処理設備の改良時に相談させていただきます。	なし
65	質問	要求水準書(案)	4	第2章	1節	3	非常時の道への協力	道から発電設備の運転条件に関する緊急要請の対応は遠隔操作を基本とし必要に依り現場対応で宜しいでしょうか。	左記については、安全かつ確実な操作に加え、突発的な対応が可能であれば、遠隔操作も可能と判断します。	なし
66	質問	要求水準書(案)	4	第2章	1節	7	流量計	新たに流量計の設置との仕様ですが、参考等に既設流量計のデータをインターフェースすることは可能でしょうか。	ダムコンデータ等の取り扱いに関する仕様につきましては、ダム管理用制御処理設備の改良時に相談させていただきます。	なし
67	質問	要求水準書(案)	5	第2章	1節	9	非常時放流	「代替の放流施設を併設など必要な措置を講ずること。」に関して、既設放流バルブを流用することは可能でしょうか。 (案)既設放流管の放流バルブ前から発電設備へ配管分岐し、発電設備使用時は既設放流バルブは「閉」、発電設備停止時は既設放流バルブを「開」とする運用。	緊急停止時におけるダム設備での振替放流対応は可能と考えられます、非常操作のためには道側の体制構築等が必要になります。このため、まずは新設する発電設備の単独運転による対応について検討を行うことを基本とします。	なし
68	質問	要求水準書(案)	9~10	第3章	3節		地域貢献(任意事業)	任意事業への評価点割合。	令和7年3月下旬に予定している「事業者公募の公告及び募集要綱等の公表」において、各配分点も公表する予定です。評価等の考え方については、その際に公開される資料をご参照ください。	なし
69	質問	要求水準書(案)	10~11	第3章	4節		ダム管理施設等(任意事業)	任意事業への評価点割合。	令和7年3月下旬に予定している「事業者公募の公告及び募集要綱等の公表」において、各配分点も公表する予定です。評価等の考え方については、その際に公開される資料をご参照ください。	なし
70	要望	要求水準書(案)	12	配布資料			配布資料	【※】に示す資料の配布をお願い致します。 ・11ダム発電計画概略検討【※】 ・11ダム自営送電線の状況【※】 ・11ダム予備発電機仕様一覧【※】 ・利水放流設備解説(美唄、栗山、庶路、西岡、当別、徳富、厚幌)【※】 ・庶路ダム発電施設(廃止済)関連資料(占用廃止届より、竣工図面、工事写真)【※】 ・庶路ダム送電線関連資料(支線支柱計算書、強度計算書)【※】 ・様似ダム堆積砂量調査 図面一式【※】	本事業への参加有資格者には、別途、検討に必要な資料を提供する予定です。	なし
71	質問	その他					工事施工時の取水・放流	既設配管分岐工事時の取水、放流水の断水可否とその期間、時期をご教示願います。	北海道は、各ダムにおいて融雪出水が発生する時期があり、その期間中は、規定された正常流量の放流量を超える無効放流となります。その時期を活用することで、断水を伴う工事の実施が可能と考えています。なお、不断水工法を採用等については、事業者の判断とします。 無効放流等が生じる時期については、北海道庁建設部維持管理ホームページで公開した「正常流量、直接取水量、貯水位、流入量、放流量」等によりご確認ください。	なし
72	要件追加	実施方針(案)	7	第2	6	(3)②	応募者の参加資格	本事業へのベンチャー企業・スタートアップ企業参加を可能とするため、条件を追加させていただきます。 (修正前) ② 応募者又は応募者を構成する企業が、以下の要件を満たすこと。 ア. 会計決算報告において、直近3期が債務超過となっていないこと。 イ. 会計決算報告において、経常収支が3期連続で赤字でないこと。 ウ. 3期以上の決算を迎えてのこと。	左記の内容を踏まえ、募集要項に反映させていただきます。 (修正後) ② 応募者又は応募者を構成する企業が、以下の要件を満たすこと。 1)財務要件 ア. 会計決算報告において、直近3期が債務超過となっていないこと。 イ. 会計決算報告において、経常収支が3期連続で赤字でないこと。 ウ. 3期以上の決算を迎えてのこと。 2)ベンチャー企業・スタートアップ企業参加の特例 ア. 応募者が複数の企業で構成される場合、代表企業は上記1)財務要件を満たすこと。 イ. 他の構成企業がベンチャー企業又はスタートアップ企業に該当する場合、上記1)財務要件の期数を「3期」から「2期」に読み替えることを可能とする。	あり